

寒川町相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与すること及び権利擁護のために必要な援助を行うこと（以下「相談支援事業」という。）により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(事業の委託)

第3条 町長は、相談支援事業の全部又は一部について、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）のうち、適切な事業運営を行うことができると認めたものに委託することができる。

(事業の内容)

第4条 町長は、相談支援事業として次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 障害者相談支援事業
- (2) 相談支援機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業

2 障害者相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助に関すること。
- (2) 社会資源を活用するための支援に関すること。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- (4) ピアカウンセリング(障害者等が相互に相談活動を行うもののうち別に定めるものをいう。)に関すること。
- (5) 権利の擁護のために必要な援助に関すること。
- (6) 専門機関の紹介に関すること。
- (7) 地域自立支援協議会の運営に関すること。

3 相談支援機能強化事業は、前項の障害者相談支援事業の機能を強化し、円滑に実施するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応に関すること。
- (2) 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関すること。

4 住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者(共同生活援助を利用する者を除く。)に対し、入居に必要な調整等を行うものとして、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 不動産業者に対する物件あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続の支援に関すること。
- (2) 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡及び調整に関すること。

(配置職員等)

第5条 第3条の規定による指定相談支援事業者は、当該事業の実施にあたりソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員等をいう。以下

同じ。)のいずれか1名以上を配置しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、特別な相談支援が必要なときは、ソーシャルワーカーに加えて、専門的な知識を有する者のうち相談支援に対処できるものを従事させなければならない。

(地域自立支援協議会)

第6条 町長は、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉システムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、寒川町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月1日)

この要綱は、平成28年10月1日より施行する。